

令和3年度与党税制改正大綱について

本日、「令和3年度与党税制改正大綱」が決定された。

この度の税制改正に当たっては、都市自治体が新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、少子高齢化社会への対応や国土強靱化の推進、さらには地方創生への取組などの諸施策を積極的に進める中、都市財政に影響を及ぼす多くの課題が含まれていたところであるが、取りまとめにあられた与党関係者の方々のご尽力に心から敬意を表するものである。

固定資産税については、評価替えに際し、現行の負担調整措置を令和3年度から5年度までの3年間の措置として継続するとされたことは、予見可能性と地方税の安定確保の観点から配慮されたものであり安堵している。

また、令和3年度に限った臨時・異例の措置として、税額が増加する全ての土地について前年度の税額に据え置く特別な措置を講じるとされたことは、感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえた総合的な判断であると理解するものの、都市自治体の基幹税である固定資産税として厳しい措置であると受け止めている。

都市財政における本税の重要性に鑑み、負担の公平性の観点に留意しつつ、引き続き、税収の安定的確保が図られるよう求めるものである。

自動車関係諸税については、環境性能割の臨時的な軽減措置の延長による減収分について、全額国費で補填されるなど、道路や橋梁の老朽化対策などの財源に影響を及ぼすことがないよう措置されており、評価するものである。

ゴルフ場利用税については、現行制度が堅持されることとなり、与党関係者の方々のご尽力に感謝申し上げるとともに、引き続き、本税がゴルフ場所在の都道府県及び市町村の貴重な財源であることを踏まえ、将来にわたり現行制度が堅持されるよう求めるものである。

令和2年12月10日

全国市長会
会長 立谷 秀清